

一般社団法人日本小児血液・がん学会学術・調査委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会学術・調査委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、小児血液疾患及び小児がん領域の疾患登録に関わる実務および疾患委員会と連携して調査研究の推進を執り行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が取り扱う疾患登録および調査研究に関わる実務は以下の通りとする。

- ① 疾患登録の管理運営
- ② データセンターへの業務委託に関する事
- ③ 疾患登録に関する外部団体との調整・利用に関する事
- ④ 学会委員による疾患登録データ二次利用に関する事
- ⑤ 小児科学会用語委員会に係わる事
- ⑥ 調査研究の計画・調整および推進
- ⑦ 理事会内規等・その他の理事会指示によるもの

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長、データセンター関係委員および委員8名をもって構成する。

2. データセンター関係委員は学会外部から招聘できる。

3. 委員長は本委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして招聘することができる。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 対面会議、インターネットによる Web 会議、メール審議により実施する。

3. メール審議では委員の3分の2の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とし、議事録により確定する。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。